

議案第 81 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 松原地区公民館  
所在地 始良市松原町一丁目 16 番地 2
- 2 指定管理者となる団体の名称  
松原なぎさ校区コミュニティ協議会
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 82 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 始良市総合運動公園  
所在地 始良市平松 2392 番地
- 2 指定管理者となる団体の名称  
セイカスポーツセンター・鹿児島県サッカー協会共同事業体
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 83 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 始良市龍門陶芸・健康の里  
所在地 始良市加治木町小山田 1583 番地 1
- 2 指定管理者となる団体の名称  
A L グループ
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 84 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 始良市始良体育センター  
所在地 始良市平松 6252 番地
- 2 指定管理者となる団体の名称  
A L グループ
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 85 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

名称及び所在地 蒲生体育施設

施設名称	所在地
始良市蒲生体育館「おおくすアリーナ」	始良市蒲生町北 24 番地 1
始良市大楠運動公園球技場	始良市蒲生町白男 235 番地
始良市大楠運動公園多目的屋内運動場	始良市蒲生町白男 293 番地 1

2 指定管理者となる団体の名称

AL グループ

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 86 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 始良市始良弓道場  
所在地 始良市西餅田 3311 番地 1
- 2 指定管理者となる団体の名称  
始良市始良弓道部
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 87 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 始良市蒲生弓道場  
所在地 始良市蒲生町白男 352 番地
- 2 指定管理者となる団体の名称  
始良市蒲生弓道部
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 88 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 始良高齢者福祉センター  
所在地 始良市西餅田 3311 番地 1
- 2 指定管理者となる団体の名称  
社会福祉法人 始良市社会福祉協議会
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで



議案第 89 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 始良市加治木福祉センター  
所在地 始良市加治木町本町 393 番地
- 2 指定管理者となる団体の名称  
社会福祉法人 始良市社会福祉協議会
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 90 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 蒲生高齢者福祉センター  
所在地 始良市蒲生町白男 347 番地
- 2 指定管理者となる団体の名称  
社会福祉法人 始良市社会福祉協議会
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 91 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 始良市加治木ふれあいセンター  
所在地 始良市加治木町本町 380 番地
- 2 指定管理者となる団体の名称  
社会福祉法人 始良市社会福祉協議会
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 92 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 始良市さえずりの森  
所在地 始良市加治木町西別府 3490 番地
- 2 指定管理者となる団体の名称  
特定非営利活動法人 四季の会
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 93 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 始良生活改善センター  
所在地 始良市北山 849 番地 3
- 2 指定管理者となる団体の名称  
北山校区コミュニティ協議会
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 94 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 始良農産加工センター  
所在地 始良市北山 852 番地 6
- 2 指定管理者となる団体の名称  
株式会社始良農産加工
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 95 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 加治木農産加工センター  
所在地 始良市加治木町西別府 3056 番地 2
- 2 指定管理者となる団体の名称  
加治木町農産加工株式会社
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 96 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 蒲生農産加工センター  
所在地 始良市蒲生町漆 312 番地 1
- 2 指定管理者となる団体の名称  
有限会社蒲生農産加工
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで



議案第 97 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 始良市上名地区農村振興センター  
所在地 始良市上名 2683 番地 2
- 2 指定管理者となる団体の名称  
上名地区むらづくり委員会
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 98 号  
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 蒲生物産館（くすくす館）  
所在地 始良市蒲生町上久徳 2539 番地 1
- 2 指定管理者となる団体の名称  
蒲生の恵み協同組合
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで